

## 都立高等学校通級による指導実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、都立高等学校（都立中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。）に在籍する生徒に対して通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「通級による指導」とは、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。）第140条の規定に基づき、都立高等学校に在籍する発達障害等のある生徒で、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服することを目的として指導が必要な者に対して、在籍する都立高等学校の中で行う特別の指導をいう。
- (2) 「発達障害等」とは、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害のことをいう。
- (3) 「通級担当教員」とは、通級による指導を担当する教員をいう。
- (4) 「通級生徒」とは、通級による指導を受ける生徒をいう。

### (対象生徒)

第3条 通級による指導の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす生徒をいう。

- (1) 都立高等学校に在籍する生徒
- (2) 知的障害がなく、発達障害等があり、通常の授業におおむね参加でき、一部、障害に応じた特別な指導を必要とする生徒
- (3) 生徒本人と保護者が通級による指導を希望し、かつ、学校及び東京都教育委員会（以下「教育委員会」という。）に指導が必要であると認められた生徒

### (実施校)

第4条 前条の対象生徒が在籍する都立高等学校において、通級による指導を実施することとする。

### (指導内容)

第5条 障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、施行規則第129条の規定により定める特別支援学校高等部学習指導要領で示す自立活動の内容を参考とし、生徒一人一人について具体的な内容を定め、指導を行うものとする。

(通級担当教員)

第6条 通級担当教員は、通級生徒が在籍する都立高等学校の教員が担当する。

また、通級担当教員は、高等学校教諭普通免許状を有する者とし、特定の教科の免許状を保有する必要はない。

(通級による指導の申込み)

第7条 通級による指導の開始又は継続を希望する生徒の保護者は、当該生徒が在籍する都立高等学校の校長(以下「在籍校の校長」という。)に対して、「通級による指導」新規・継続申込書(第1号様式)及び別途定める必要書類を提出しなければならない。

(通級による指導開始の決定等)

第8条 前条の規定による申込みがあったとき、在籍校の校長は、通級による指導の必要性等について、関係教員や心理の専門家等の意見等を踏まえ、検討する。

2 在籍校の校長は、前項の規定による検討の結果、通級による指導が必要であると認めるときは、在籍校を所管する学校経営支援センター経営支援室長(以下「所管の経営支援室長」という。)を通じて、東京都教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に対して、通級による指導実施申請書(第2号様式)及び別途定める必要書類を提出しなければならない。

3 前項の規定による申請書等の提出を受け、教育委員会は、東京都通級等判定委員会(以下「判定委員会」という。)の意見を聴取する。

4 教育長は、判定委員会の意見を踏まえ、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、通級による指導開始決定通知書(第3号様式)により保護者に通知するとともに、その写しを在籍校の校長及び所管の経営支援室長に送付する。

5 教育長は、判定委員会の意見を踏まえ、通級による指導を受けさせることが適当と認められないときは、通級による指導の申込みについて(第4号様式)により保護者に通知するとともに、その写しを在籍校の校長及び所管の経営支援室長に送付する。

(特別の教育課程の編成等)

第9条 在籍校の校長は、前条第4項の規定による通知を受けたときは、別に定めるところにより、当該生徒に係る特別の教育課程を編成し、必要書類を教育委員会に提出する。

(通級による指導の終了等)

第10条 在籍校の校長は、指導が開始された年度の末日までに、通級生徒について、生徒や保護者の意向及び通級担当教員や関係教員等の意見を聴取した上で、指導の終了の可否を検討する。

2 前項の規定による検討の結果、在籍校の校長は、通級生徒について、通級による指導を

受けさせる必要がなくなつたと判断するときは、所管の経営支援室長を通じて、通級による指導終了届出書（第5号様式）を教育長に提出する。

- 3 第1項の規定による検討の結果、指導が開始された年度の末日までに、通級生徒に対する必要な指導が終了しないと判断する場合は、第7条及び第8条に準じて、指導継続の手続きを行うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、特別支援教育推進担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月19日から施行する。